

石川さんの無念を晴らすべく、事実調べ、再審開始、再審法の改正を実現させるための集会決議（案）

石川一雄さんは、無念にも3月11日に亡くなり、遺志を継いだ石川早智子さんが第4次再審を申し立てた。石川早智子さんを全面的に支えて、完全無罪判決をかちとるまで闘いを続けていこう。

第4次再審においても、引き続き担当となった家令裁判長に新証拠の鑑定人尋問など事実調べをおこなわせることが、再審開始に向けた重要な課題である。家令裁判長が来年3月に退官することを考えれば、10月の三者協議に向け闘いを集中させることが重要である。検察は家令裁判長に事実調べなどの判断をさせないと言わんばかりに、裁判の引き延ばしをはかっている。検察の妨害を許さず、家令裁判長時代に事実調べを実現させ、再審開始をかちとろう。

えん罪は人の人生を奪う重大な人権侵害である。えん罪被害者が早期に救済されるためには、再審法の改正が必要である。狭山事件で仮に再審開始が実現できても、検察の妨害で相当の期間引き延ばされる可能性があることを考えれば、狭山第4次再審の闘いは再審法改正とセットで闘っていかなければならない。

狭山事件でもっとはやく証拠の開示がなされていたならば、石川さんが元気なうちに、無罪が勝ち取られたかもしれない。

今年の5月、超党派の「再審法改正議員連盟」でまとめた法案は野党6党により6月18日に衆議院に提出され、秋の臨時国会へ継続審議となっている。法務省法制審議会の議論の引き延ばしや中身の骨抜き化を許さず、検察が隠し持つ全証拠の開示、再審決定に対する検察官の不服申し立て禁止を中心に臨時国会で再審法改正を実現しよう。

私たちは、石川さんの無念を晴らすべく、石川早智子さんを支え、第4次再審闘争の勝利にむけ、また、再審法改正を実現すべく闘っていくことを本集会で確認した。

狭山事件は、被差別部落にたいする予断と偏見のなかでつくられたえん罪事件であり、部落差別を糾弾する闘いである。この狭山闘争の原点を確認し、新100万人署名、地域・職場でのSNS等での発信、学習会の開催、高裁前アピール行動、狭山現地調査、要請ハガキ運動等を取り組み、10月の三者協議に向け、部落差別と冤罪を許さない世論を東京高裁に集中させていこう。そして、10・31狭山市民集会を勝利集会となるよう、この東京の地で闘いを強めていこう。

以上、決議する。

2025年9月25日
狭山事件の再審を求める東京集会
参加者一同